

2 表示の充実と信頼の確保

施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用	①景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	不当な表示に係る事案に対する景品表示法の厳正な執行【消費者庁】				景品表示法に基づく措置命令・指導（都道府県によるものを含む。）、課徴金納付命令の運用状況	
		課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直し【消費者庁】					
	(KPIの現状) ※平成27年度 措置命令：13件 指導件数：178件						
②景品表示法の普及啓発	講師派遣、説明会の開催、景品表示法に係るパンフレットの配布等を通じた様々な業界（美容医療業界を含む。）に対する普及啓発【消費者庁】					(イ) 景品表示法に係る説明会の参加者数、主催説明会における参加者の理解度 (ロ) パンフレットの配布状況（配布か所数等）	
	違反事例の整理【消費者庁】	周知活動【消費者庁】					
	(KPIの現状) ※平成27年度 (イ) 景品表示法に係る説明会の参加者数：10,800人程度、講師派遣：121回。当庁主催説明会の参加者アンケート結果から見る参加者の理解度については、約98%であった。 (ロ) パンフレットの配布部数：約3,200部						
③公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用に向けた事業者の取組の支援【消費者庁、公正取引委員会】					(イ) 公正競争規約を運用する関連団体等が主催する研修会等の参加者数 (ロ) 公正競争規約を運用する関連団体等への講師派遣実施率	
	(KPIの現状) ※平成27年度 (イ) 研修会等の参加者数：3,445人程度 (ロ) 講師派遣実施率：25%						

2 表示の充実と信頼の確保

(1) 不当な表示を一般的に制限・禁止する景品表示法の普及啓発、厳正な運用

① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充

不当な表示を行う事業者に対し、必要に応じて都道府県や事業所管省庁等と連携し、課徴金制度を適切に活用するなど、景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図る。また、課徴金制度の施行状況に係る評価及び必要に応じた制度の見直しを行う。【消費者庁】

<平成27年度実績>

関係機関と連携した執行を実施した。措置命令は13件。【消費者庁】

② 景品表示法の普及啓発

景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、様々な業界（美容医療業界を含む。）に対して、同法の普及啓発を図るとともに、社内規程の策定や体制の整備、事業者団体による自主基準の策定など、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を積極的に支援する。

また、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成し、同法の基本的な考え方とともに周知活動を行う。【消費者庁】

<平成27年実績>

景品表示法の普及・啓発、景品表示法違反行為の未然防止等のために消費者団体、地方公共団体、事業者団体や広告関係の団体が主催する景品表示法に関する講習会、研修会等に職員を講師として派遣した（121回。なお、参加者は10,800人程度。）。当庁主催説明会の参加者アンケート結果から見る参加者の理解度については、約98%であった（今後は当庁主催以外の説明会の参加者の理解度についても測定することを検討している。）。また、景品表示法に係る過去の違反事例を整理した違反事例集を作成・公表し、景品表示法の基本的な考え方とともに周知活動を行った。さらに、課徴金制度に関する説明会を全国13都市で、計15回行った。【消費者庁】

③ 公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援

不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第31条の規定に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。【消費者庁、公正取引委員会】

<平成27年度実績>

ペットフードの表示に関する公正競争規約など12件の公正競争規約の変更について認定を行い、公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ38回講師を派遣した。【消費者庁、公正取引委員会】

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	①家庭用品の品質表示の見直し	家庭用品品質表示法の普及啓発活動【消費者庁】					(イ) 説明会等の参加者数及び参加者アンケートにおける参加者の満足度 (ロ) 新たな洗濯表示の認知度
		<洗濯表示の見直し関係> ・新たな洗濯表示の普及・啓発活動 ・運用マニュアルの改訂作業【消費者庁】					
		<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 27年度 ・見直しの検討(現状調査、勉強会の運営等) 27~28年度 ・政令、府令等の改正(品目関連) ・4つの規程の改正(表示関連)【消費者庁】	<その他対象品目及び表示の標準の見直し> 改正内容の普及、啓発活動【消費者庁】	改正を見送った品目等の見直しの検討【消費者庁】	規程等の改正【消費者庁】		
	(KPIの現状) (イ) 19回の講師派遣を行った(前年:6回)。「参考になった」等の感想があり、平成27年9月から10月までに行った国民生活センターへの講師派遣ではアンケート回答者の8割超が「よかった」を選んでいて。 (ロ) 新しい洗濯表示に関するポスター、リーフレット・パンフレットを作成するなど、認知度を高めるべく普及・啓発を行っているところである。また、政府インターネットテレビの動画コンテンツを制作している(平成28年6月掲載予定)。						
②住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実	住宅性能表示制度関連の講習会等による普及推進、消費者のニーズに対応するための評価方法の充実【消費者庁、国土交通省】						住宅性能表示制度関連の講習会等の実施状況
	(KPIの現状) 平成28年1月から3月にかけて、住宅性能表示制度の改正告示に関する講習会を23回実施。						
③省エネ性能表示の普及促進	省エネ関連の講習会等による普及促進【国土交通省】						省エネ性能表示の普及活動実施状況
	(KPIの現状) 省エネ関連の講習会において、省エネ性能表示についての説明を実施中。平成27年10月、11月、12月に24回実施。						

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	④特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用	指定建物錠の性能表示についての検証【警察庁】					指定建物錠の性能表示の検証の実施状況
		(KPIの現状) 指定建物錠の性能表示についての検証を実施(平成28年2月)。					
⑤医療機関のホームページによる情報提供		地方公共団体に対するガイドライン等の継続的な周知、指導事例等の情報共有【厚生労働省】					地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等
		地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・指導件数等を把握し、ガイドライン策定等の取組の効果を検証【厚生労働省】	地方公共団体及び医療安全支援センターにおける医療広告及び医療機関ホームページに関する相談(消費生活相談を含む。)及び指導の件数、内容等を把握し、ガイドライン等の取組の効果を検証【厚生労働省、消費者庁】				
		美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等についての周知【厚生労働省、消費者庁】					
		医療機関に関する広告規制等の在り方について検討【厚生労働省】	検討結果を踏まえ、必要な対策を実施【厚生労働省】				
		(KPIの現状) 地方公共団体における医療広告及び医療機関ホームページに関する相談・苦情件数(うち違反のおそれがあるものとして行政指導を要した件数): 2,030件(215件)(平成26年度) ※法令に基づかない調査に対する任意の回答に基づく数値。					

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI	
(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善	⑥電気通信サービスにおける広告表示等の適正化						協議会におけるガイドラインを踏まえた広告表示等の検証状況	
		電気通信サービス向上推進協議会のガイドラインを踏まえた適切な広告表示の推進【総務省】						
		<p>(KPIの現状)</p> <p>総務省が協議会におけるガイドライン改定審議をフォローアップするとともに、協議会においてガイドラインを踏まえた広告表示等の検証を実施。</p>						

2 表示の充実と信頼の確保

(2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善

① 家庭用品の品質表示の見直し

家庭用品品質表示法の普及啓発活動を継続的に行う。また、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程が平成27年3月に改正され、平成28年12月から衣類等の繊維製品の洗濯表示が新しい日本工業規格L 0001になったものに変更されるため、新たな洗濯表示の普及啓発を進めるとともに、運用マニュアルの改定作業を行う。

家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、平成28年度までに表示標準の見直しの検討を行うなど、適宜、規程等の改正を行う。【消費者庁】

<平成27年度実績>

平成28年12月の新しい洗濯表示に関する繊維製品品質表示規程の施行に向けて、普及啓発のため広報資料（ポスター、リーフレット及びパンフレット）を作成・公表した。また、国民生活センター、消費生活センター、消費者団体及び自治体に対し広報資料の配布及び講師派遣を行った（19回）。

指定品目の在り方について見直し、品質表示が義務付けられる家庭用品を政令で全て指定することを改め、指定品目の一部を内閣府令で定めることとするよう改正を行った（平成28年3月18日公布、平成28年4月1日施行）。【消費者庁】

② 住宅性能表示制度の普及推進及び評価方法の充実

住宅性能表示制度の普及推進、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図る。【消費者庁、国土交通省】

<平成27年度実績>

住宅の品質確保の促進等に関する法律において定められている住宅性能表示制度の告示改正について、国土交通省と連携し実施した。【消費者庁】

平成28年1月末に日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の告示改正を実施した（平成28年4月1日施行）。これら住宅性能表示制度の改正告示の施行に向けては、平成28年1月から3月までに改正告示に関する講習会を計23回実施した。【国土交通省】

③ 省エネ性能表示の普及促進

住宅・建築物・まちづくりの環境品質の向上（室内環境、景観への配慮等）と地球環境への負荷の低減等を、総合的な環境性能として一体的に評価を行い、評価結果を分かりやすい指標として示す「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」の開発・普及を推進する。

さらに、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）における表示制度を平成28年度から開始し、その普及促進を図る。具体的には、法36条の規定に基づく省エネ基準適合認定マークや、法7条の規定に基づく省エネ性能表示のガイドラインに従った「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS：Building-Housing Energy-efficiency Labeling System）の普及促進を図る。【国土交通省】

<平成27年度実績>

「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」、「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」等について、省エネ関連の講習会等で普及促進に努めており、平成28年3月末時点で24回実施した。

平成27年7月8日に公布された建築物省エネ法では、新たに表示制度が位置付けられ、当該法律に基づく分かりやすい表示ガイドラインを作成、公表。【国土交通省】

④ 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律に基づく指定建物錠の性能表示の適正な運用

建物部品の防犯性能の表示制度について、消費者が防犯性能により建物部品を選択できるよう、指定建物錠の性能表示について検証を行うことにより制度の適正な運用の確保を図る。【警察庁】

<平成27年度実績>

平成28年2月に指定建物錠の性能表示についての検証を実施した。【警察庁】

⑤ 医療機関のホームページによる情報提供

美容医療を始めとした医療機関のホームページの表示適正化のため、地方公共団体に対し「医療機関ホームページガイドライン」（平成24年9月28日）などの周知徹底依頼や、指導事例の情報共有等を行い、関係団体等による自主的な取組や指導の徹底を図る。【厚生労働省】

地方公共団体及び医療安全支援センターにおける相談（消費生活相談を含む。）及び指導の件数、内容等を把握し、ガイドライン等の効果の検証を実施する。また、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項等について周知していく。【厚生労働省、消費者庁】

さらに、医療機関に関する広告規制等の在り方について、改めて検討し、平成28年秋頃を目途に取りまとめ、検討結果を踏まえて必要な対策を実施する。【厚生労働省】

<平成27年度実績>

地方公共団体における相談・苦情件数等の状況を把握するため、調査を実施するとともに、都道府県等に対して上記のガイドラインなどの周知及び「美容医療サービスに係るホームページ及

び事前説明・同意に関する建議」（平成27年7月消費者委員会）について説明を行い、更なる指導の徹底を依頼した。また、広告会社向けに講演を行い、上記のガイドラインなどの周知を行った。さらに、医療機関に関する広告規制等の在り方について検討を開始した。加えて、PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用や医療安全支援センターの相談窓口の周知等について地方公共団体に依頼した。【厚生労働省】

⑥ 電気通信サービスにおける広告表示等の適正化

電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を踏まえ、関係事業者における適切な広告表示を推進する。【総務省】

<平成27年度実績>

「インターネットサービス品質計測等の在り方に関する研究会」において報告書を取りまとめるとともに、総務省において「移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン」を策定した。

上記報告書、ガイドラインを受けて電気通信サービス向上推進協議会において「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準・ガイドライン」を改定した。【総務省】

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	①新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等	新たな食品表示制度に関する消費者、事業者等への普及啓発【消費者庁】					(イ) 食品表示制度の理解度 (ロ) 講演会参加者数
		食品表示法附則第19条の規定に基づく見直し検討【消費者庁】					
		実態を踏まえた個別課題（インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方など）の検討【消費者庁】					
		機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度の適切な運用、消費者、事業者等に対する制度に関する普及啓発【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】					
		新たに施行される機能性表示食品制度の残された検討課題について検討	施行状況の把握を行い、必要に応じて制度の見直しを実施【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】				
		(KPIの現状) (イ) 食品表示制度の理解度については、施行の状況を踏まえ、調査を実施予定。 (ロ) 講習会参加者数：12,877名（全22回）					
	②いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	食品の機能性等を表示する制度（いわゆる健康食品を含む食品全般）に関する監視の強化、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底【消費者庁】					事業者への措置件数（改善要請、指導、勧告及び命令）
		食品の機能性等を表示する制度改正の要否の検討【消費者庁】					
		(KPIの現状) 改善要請件数：115事業者 ・平成27年6月19日公表「食品表示の適正化に向けての取組について」3(2)2事業者2商品（改善率100%） ・平成27年9月7日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成26年1月～平成27年3月）」87事業所129商品（改善率100%） ・平成27年12月25日公表「インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する要請について（平成27年7月～9月）」26事業者31商品（改善率100%）					

2 表示の充実と信頼の確保

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用	③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り	<p><食品表示に関する関係法令の効果的な執行> 食品表示連絡会の実施等による関係省庁間の情報共有・連携強化、都道府県と国の出先機関との連携促進・情報共有の支援 【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】</p> <p><地域における関係機関の連携> ブロックレベル、都道府県レベルでの監視協議会の開催 【農林水産省、警察庁、国税庁、消費者庁】</p> <p>巡回調査等の実施【農林水産省、国税庁】</p> <p>DNA分析等の科学的手法を活用した食品表示の監視【農林水産省】</p>					(イ) 食品表示法に基づく措置の実施状況 (ロ) 食品表示連絡会議等、関係省庁が参集する会議の開催：食品表示連絡会議の開催5回 (平成27年度～平成31年度(年1回開催別途))
		(KPIの現状) (イ) 食品表示法に基づく指示：5件、指導：308件(平成28年3月末)(平成27年度(平成26年度：指示14件、指導404件)(消費者庁、国税庁、農林水産省) (ロ) 食品表示連絡会議を平成27年10月27日に開催(平成26年度：6月27日に開催)					
	④ 米穀等の産地情報の伝達の適正化	<p><米トレーサビリティ法第4条、第8条に基づく違反行為への対応> 米穀事業者に対する立入検査等の実施、調査結果に基づく措置 【農林水産省、国税庁、消費者庁】</p>					米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率 $\text{適正実施率}(\%) = 100 - \left[\frac{\text{違反件数}}{\text{立入検査件数}} \times 100 \right]$
		(KPIの現状) ・米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率：83.2%(平成27年4月から9月までの集計値)(平成26年度88.2%)(農林水産省) ・米トレーサビリティ法に係る産地情報伝達の適正実施率：96.7%(平成27年7月から平成28年3月までの集計値)(国税庁)					

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

① 新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等

平成27年度から施行した食品表示法に基づく新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対し普及啓発を行い、理解促進を図る。その際には、制度の周知に加え、消費者が食品表示を活用する上でのサポートとなる者への普及啓発も考慮する。また、食品表示法附則第19条の規定に基づき、施行3年後に施行状況を勘案し、必要に応じて見直しを検討する。併せて、インターネット販売等における食品表示、加工食品の原料原産地表示、食品添加物表示、遺伝子組換え表示の在り方などの個別課題については、順次実態を踏まえた検討を行う。【消費者庁】

機能性表示食品制度を始めとする食品の機能性等を表示する制度を適切に運用する。さらに、消費者、事業者等に対し、制度に関する普及啓発を行い、理解促進を図る。また、機能性表示食品制度については、関係者からの意見を踏まえ、様々な視点から検討し、必要に応じ食品表示基準の改正等の見直しを行う。さらに残された検討課題についても速やかに検討に着手する。【消費者庁、厚生労働省、農林水産省】

<平成27年度実績>

新たな食品表示制度及び機能性表示食品制度について、全国説明会を開催するなど、消費者、事業者等に対する普及啓発を実施した。

インターネット販売等における食品表示については、「食品のインターネット販売における情報提供の在り方懇談会」を設置し、検討を行っている（平成27年度末時点で4回開催し、平成28年秋頃を目途に取りまとめを予定。）。加工食品の原料原産地表示については、「加工食品の原料原産地表示に関する検討会」を設置し、検討を行っている（平成27年度末時点で3回開催し、平成28年秋を目途に中間的な取りまとめを予定。）。遺伝子組換え表示の在り方については、平成28年度に調査を行うことを予定しており、調査に向けた準備を進めている。

機能性表示食品については、平成27年度末時点で、273件の届出情報を公表している。

機能性表示食品に係る残された検討課題については、「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を設置し、検討を行っている（平成27年度末時点で3回開催し、平成28年秋を目途に報告書の取りまとめを予定。）。【消費者庁】

特別用途食品制度については、「特別用途食品制度に関する検討会」を設置し、制度の改善に向けた検討を行っている（平成27年度末時点で1回開催し、平成28年秋を目途に報告書の取りまとめを予定。）。

② いわゆる健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化

食品の機能性等を表示する制度に関し、いわゆる健康食品も含めた食品の表

示・広告について、制度改正の可否を検討する。また、執行体制の整備も含め、関係機関と連携して監視を強化し、法令違反に関しては厳正に対処するとともに、いわゆる健康食品に関する留意事項の周知徹底を行うことにより、表示・広告の適正化を図る。【消費者庁】

<平成27年度実績>

通年的に行うインターネット等における健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視を通じて、平成26年1月から平成27年9月までで115事業者による162商品の表示について健康増進法に違反するおそれがあったことから、改善がみられない事業者に対しては、個別に調査を実施して改善が図られるまで行政指導を行っている。

機能性表示食品の広告の適正化の観点から、広告等の留意点及びQ&Aの作成・周知を行った。

特定保健用食品・機能性表示食品の適正利用の啓発を通じた表示の適正化に関して各種メディアを通じた周知を行った。【消費者庁】

③ 関係機関の連携による食品表示の監視・取締り

食品表示に関する監視・取締りに関しては、「生活安心プロジェクト 緊急に講ずる具体的な施策」（「生活安心プロジェクト」に関する関係閣僚会合了承（平成19年12月17日））に基づき、不適切な食品表示に関する監視を強化するため、消費者庁、警察庁、国税庁及び農林水産省を構成員とする「食品表示連絡会議」を設置している。同会議は、これら関係機関の連携の下、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等の必要な対応を講ずるとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう関連情報の共有を進める。

また、このような中央段階での連携の下、ブロックレベル、都道府県レベルで監視協議会を開催し、管区警察局、国税局（所）、地方農政局、都道府県（消費生活センター、警察等）等の地域の関係機関の連携及び情報共有を促進すること等により、関係法令に基づく効果的かつ効率的な執行を図る。【消費者庁、警察庁、国税庁、農林水産省】

酒類については、市場に流通している酒類を小売販売場から買い上げ、表示事項の確認や成分等の理化学分析等を実施し、酒類の表示に疑義が認められた場合には、酒類製造者に対する確認調査を実施するなど表示の適正化を図る。【国税庁】

酒類以外の品目の品質事項については、農林水産省の地方農政局等職員による小売店舗等に対する巡回調査を実施し、監視・取締りの徹底を図る。

また、消費者を欺瞞する悪質な産地偽装等が跡を絶たない状況にあり、こうした産地偽装等の監視・取締りを重点的に行うため、独立行政法人農林水産消費安全技術センター及び民間分析機関によるDNA分析等の科学的手法を活用し、食

品表示の適正化を確保する。【農林水産省】

<平成27年度実績>

平成27年10月27日に食品表示連絡会議を開催した（前年度は6月27日に開催）。平成27年9月末時点で、食品表示法に基づく指示を1件、指導を144件実施した（前年度は指示14件、指導404件実施）。【消費者庁、国税庁、農林水産省】

また、ブロックレベルの監視協議会に消費者庁も参画。年末に多発傾向を示す健康被害事案に関連した原産地表示に係る遡及調査時における関係機関の連携を指示した。【消費者庁】

食品表示法の制度の周知等を行うとともに、酒類の表示の適正化のための確認調査を実施した。

【国税庁】

④ 米穀等の産地情報の伝達の適正化

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）に基づき、米穀等に係る産地情報の伝達に関する状況を確認するため、米穀事業者に対して立入検査等を実施し、調査結果に基づいて厳正に措置を行うことにより、米・米加工品の産地情報の伝達の適正化を図る。【農林水産省、国税庁、消費者庁】

<平成27年度実績>

米及び米加工品（酒類を除く）に関する産地情報伝達の適正実施率は83.2%（平成27年4月から9月までの集計値）（平成26年度：88.2%）。【農林水産省】

酒類に関する産地情報の伝達の適正実施率は96.7%（平成27年7月から平成28年3月までの集計値）【国税庁】